

関連する参考資料

各養成施設のカリキュラム（例）

課目 (指定時間)	A校（関東地区） 美容校			B校（東京地区） 併設校			C校（信越北陸地区） 併設校			D校（東海地区） 美容校			E校（近畿地区） 併設校			F校（四国地区） 美容校		
	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数	1年次	2年次	合計 時間数
関係法規・制度 (30時間以上)	0	30	30	理容 24 美容 28	10	理容 34 美容 38	20	10	30	0	36	36	0	30	30	30	0	30
衛生管理 (90時間以上)	44	46	90	52	52 44	104 96	50	40	90	36	72	108	0	90	90	40	50	90
保健 (120時間以上)	70	50	120	68	56	124	60	60	120	36	108	144	60	60	120	80	40	120
物理・化学 (90時間以上)	48	42	90	52	48 46	100 98	60	30	90	36	72	108	60	30	90	60	30	90
文化論 (90時間以上)	90	0	90	62	42 46	104 108	60	30	90	90	0	90	60	30	90	60	30	90
技術理論 (120時間以上)	110	12	122	78 84	50 44	128	90	30	120	72	72	144	60	60	120	80	40	120
運営管理 (60時間以上)	20	40	60	44 48	26 36	70 84	30	30	60	60	0	60	30	30	60	60	0	60
実習 (810時間以上)	388	468	856	636 630	246 222	882 852	理容 380 美容 330	理容 430 美容 480	810	390	450	840	理容 490 美容 360	理容 320 美容 450	810	510	390	900

通信課程及び昼夜間課程における教科課程の必要時間数（単位数）

課目名		【通信課程】3年以上		【昼夜間課程】2年以上
		通信授業	面接授業（※1）	時間数（単位数（※3））
		添削指導回数	時間数（単位数（※2））	
必修課目	関係法規・制度	3以上	10以上（2以上）	30以上（1以上）
	衛生管理	4以上	30以上（6以上）	90以上（3以上）
	理容・美容保健	4以上	30以上（6以上）	120以上（4以上）
	理容・美容の物理・化学	2以上	30以上（6以上）	90以上（3以上）
	理容・美容文化論	3以上	15以上（3以上）	90以上（3以上）
	理容・美容技術理論	5以上	15以上（3以上）	120以上（4以上）
	理容・美容運営管理	4以上	10以上（2以上）	60以上（2以上）
	理容・美容実習	6以上	450以上（90以上）	810以上（27以上）
小計		31以上	590以上（118以上）	1410以上（47以上）
選択必修課目		進度に応じた回数	10以上（2以上）	600以上（20以上）
合計		31以上	600以上（120以上）	2010以上（67以上）

※1 理容所・美容所に常勤で従事している者である生徒に対する面接授業の時間数（単位数）については特例あり。

※2 単位数の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、5時間以上を基準として理容師・美容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

※3 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの理容師・美容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。選択必修課目については、日本語又は芸術などの一般教養課目及びエステティック技術又は理容・美容カウンセリングなどの専門教育課目を一般教養と専門教育のバランスに配慮しつつ、各理容師・美容師養成施設が設定するものとする。

他制度における一方の資格を取得した者が他方の資格を取得する場合の例①（社会福祉士と精神保健福祉士）

- 社会福祉士の資格取得者が精神保健福祉士の資格を取得しようとする場合、精神保健福祉士短期養成施設等で6月以上の養成課程を修了することが必要。国家試験では両資格に共通する11科目が免除される。
- 精神保健福祉士の資格取得者が、社会福祉士の資格を取得しようとする場合、精神保健福祉士資格取得に着目した特別のルートはなく、社会福祉士一般養成施設等で1年以上の養成課程を修了することが必要（履修免除あり）。国家試験では両資格に共通する11科目が免除される。

○精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）（抄）

（受験資格）

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

十一 社会福祉士であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

（精神保健福祉士試験の科目）

第五条 精神保健福祉士試験の科目は、次のとおりとする。

一 人体の構造と機能及び疾病

二 心理学理論と心理的支援

三 社会理論と社会システム

四 現代社会と福祉

五 地域福祉の理論と方法

六 社会保障

七 低所得者に対する支援と生活保護制度

八 福祉行財政と福祉計画

九 保健医療サービス

十 権利擁護と成年後見制度

十一 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

十二 精神疾患とその治療

十三 精神保健の課題と支援

十四 精神保健福祉相談援助の基盤

十五 精神保健福祉の理論と相談援助の展開

十六 精神保健福祉に関する制度とサービス

十七 精神障害者の生活支援システム

（試験科目の免除）

第六条 社会福祉士であつて、精神保健福祉士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条に規定する精神保健福祉士試験の科目のうち、同条第一号から第十一号までに定める科目を免除する。

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）（抄）

（社会福祉士試験の科目）

第五条 社会福祉士試験の科目は、次のとおりとする。

一 人体の構造と機能及び疾病

二 心理学理論と心理的支援

三 社会理論と社会システム

四 現代社会と福祉

五 社会調査の基礎

六 相談援助の基盤と専門職

七 相談援助の理論と方法

八 地域福祉の理論と方法

九 福祉行財政と福祉計画

十 福祉サービスの組織と経営

十一 社会保障

十二 高齢者に対する支援と介護保険制度

十三 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

十四 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

十五 低所得者に対する支援と生活保護制度

十六 保健医療サービス

十七 就労支援サービス

十八 権利擁護と成年後見制度

十九 更生保護制度

（試験科目の免除）

第五条の二 精神保健福祉士であつて、社会福祉士試験を受けようとする者に対しては、その申請により、前条に規定する社会福祉士試験の科目のうち、厚生労働大臣が別に定める科目を免除する。

※厚生労働省が別に定める科目・・・第五条中、下線を付した11科目

他制度における一方の資格を取得した者が他方の資格を取得する場合の例②（保育士と幼稚園教諭）

【幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する場合】

- (1) 保育士試験において「教育原理」、「保育の心理学」の2科目と実技試験を免除。
 - (2) 保育士資格取得に必要な科目（68単位以上）のうち、指定保育士養成施設において以下に掲げる科目（34単位以上）を履修した場合、履修した科目に応じ、保育士試験が免除される（最大で全科目免除）。
 - ・ 保育原理 ・ 児童家庭福祉 ・ 社会福祉 ・ 相談援助 ・ 社会的養護 ・ 子どもの保健Ⅰ・Ⅱ ・ 子どもの食と栄養 ・ 家庭支援論
 - ・ 保育内容総論 ・ 保育内容演習 ・ 乳児保育 ・ 障害児保育 ・ 社会的養護内容 ・ 保育相談支援 ・ 保育の表現技術
 - (3) 保育所や幼稚園等において「3年以上かつ4320時間以上」の実務経験を有する場合、
 - ① 保育士試験において「教育原理」、「保育の心理学」、「保育実習理論」の3科目と実技試験を免除。
 - ② 指定保育士養成施設で特例教科目4教科（「福祉と養護（講義2単位）」「相談支援（講義2単位）」「保健と食と栄養（講義2単位）」「乳児保育（演習2単位）」）を履修した場合、履修した科目に応じ、保育士試験が免除される（最大で全科目免除）。
 - ③ 保育士資格取得に必要な科目（68単位以上）のうち、指定保育士養成施設において以下に掲げる科目を履修した場合、履修した科目に応じ、保育士試験が免除される（最大で全科目免除）。
 - ・ 児童家庭福祉 ・ 社会福祉 ・ 社会的養護 ・ 子どもの保健Ⅰ ・ 子どもの食と栄養 ・ 家庭支援論 ・ 乳児保育 ・ 保育相談支援
- ※上記①から③のいずれも平成31年度までの特例措置

【保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する場合】

- (1) 大学に2年以上在学かつ62単位以上取得している者又は大学入学資格を有する者であって20歳以上の者が児童福祉施設等において3年以上保育士としての実務経験を有する場合、資格認定試験の受験資格が得られ、当該試験に合格すれば幼稚園教諭の普通免許状（Ⅱ種）が取得できる。

なお、以下の要件のいずれかを満たす場合、資格認定試験のうち「指導案の作成に関する試験」を免除。

 - ・ 教員免許状を有する者（養護教諭及び栄養教諭を除く）
 - ・ 大学等において教育実習を2単位以上取得した者
 - ・ 3月以上の教職経験を有する者（養護教諭及び栄養教諭を除く）
- (2) 保育所や幼稚園等において「3年以上かつ4320時間以上」の実務経験を有する場合、大学等で8単位（「教職の意義及び教員の役割」（2単位）、「教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）」（2単位）、「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」（2単位）、「教育課程の意義及び編成の方法」（1単位）、「保育内容の指導法、教育の方法及び技術」（2単位）、「幼児理解の理論及び方法」（1単位））を取得すれば、幼稚園教諭の普通免許状（Ⅱ種）を取得できる。